

東海市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第9号

東海市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

東海市職員の育児休業等に関する規則（平成4年東海市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条中「条例第7条第2項に規定する短時間勤務会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。